

債権の放棄の報告について

次のように債権を放棄したので、これを報告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 水道料金債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第 14 条第 1 項第 1 号の規定に該当するため	16 件	140,698 円
条例第 14 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため	836 件	5,425,763 円

(2) 放棄により利益を受けた者 本市の水道を使用していた者であって水道料金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和 3 年 3 月 31 日

2 水道の無断使用に係る損害賠償金等債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第 14 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため	1 件	168,826 円

(2) 放棄により利益を受けた者 本市の水道を無断使用していた者であって、これに係る損害賠償金等を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和 3 年 2 月 25 日

3 植木町水道事業の給水装置設置に係る工事費債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第 14 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため	5 件	403,983 円

(2) 放棄により利益を受けた者 植木町水道事業の給水装置の設置を申し込んだ者であって、これに係る工事費を完納して

いないもの

(3) 放棄の時期 令和3年3月18日

4 植木町水道事業の給水装置設置に係る加入分担金債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	3件	157,500円

(2) 放棄により利益を受けた者 植木町水道事業の給水装置の設置を申し込んだ者であって、これに係る加入分担金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和3年3月18日

(提出理由)

熊本市債権管理条例（平成28年条例第12号）第14条第1項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき、市議会に報告するものである。